

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 発 」 第 5 号  
2 0 1 8 年 1 0 月 2 4 日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 清水 厚真 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 畑野 浩孝

### 「勤務変更申請書」についての申し入れ

鳥飼事業所へ出向中の多田一夫組合員が、貴会社を相手に、平成29年（ワ）第8551号 損害賠償請求事件で係争しているが、平成30年10月9日付、第2準備書面において、「原告が在籍する鳥飼事業所において、同項に定める『所定の手続き』とは、『勤務変更申請書』を提出し、承認を受ける手続きであり、職場のルールである。」と主張をしている。

しかし、そもそも年次有給休暇の申請は、就業規則第42条で「社員は、毎月20日までに翌月分の年休使用日を、年休申込簿に所定事項を記入のうえ、会社へ届け出ることとする。2 前項によれない場合で、年休を請求するときは、原則として前々日までに所定の手続きをとることとする。ただし、やむを得ない事由で事前に届け出ることが出来ない場合は、事後速やかに届けなければならない。」とある。この「年休請求の手続き」が「勤務変更申請」になることはありえない。

よって、下記の内容を申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

### 記

1. 「勤務変更申請書」とは、どのようなものか納得する説明をすること。
2. 「勤務変更申請書」とは、年次有給休暇の申請とは異なるものである。早急に是正し変更すること。
3. もし、就業規則の「所定の手続き」ならば、全事業所でやることになる。なぜ鳥飼事業所のみ取り扱いになるのか、明らかにすること。

以上